

1 用語の定義

Q. 1-1：「空き施設」とは例えばどのようなものをいいますか。

A. 1-1：以下の施設が空き施設に該当します。

- ①申請時点で、空き店舗若しくは居住する者がいない空き家
- ②申請時点では、事業を行う者若しくは居住する者がいるが、近くいなくなる施設
- ③現在自己所有若しくは賃借している状態の物件だが、居住又は事業いずれにも活用していないもの
(例：自宅敷地内の活用していない離れ※、既に事業用に購入又は借りているが、改修等を行っていない施設など)

※現在居住している自宅の改修は補助対象外です。居住用の自宅から明確に独立したもののみが対象です。

Q. 1-2：「移住体験施設」とは例えばどのようなものをいいますか。

- A. 1-2：①移住希望者向けのマンスリーマンション、ウィークリーマンション
②移住希望者向けの長期滞在用プランを備えた宿泊施設などをいいます。

Q. 1-3：移住希望者とは、どのような方のことですか。

A. 1-3：大山町外在住者で、町内への移住を検討している方のことです。

2 補助対象者

Q. 2-1：補助対象者の要件にはどのようなものがありますか。

A. 2-1：大山町内の空き施設を改修して創業又は新規事業を行い、かつ、補助事業に係る経費を負担する者であって、次の①～④を全て満たす者が補助対象者です。

- ① 個人事業又は法人の代表者であること。
- ② 補助事業に係る経費を負担する者であること。
- ③ 空き施設を次のいずれかに該当する施設として、交付決定のあった年度の2月末までに整備し、活用する者。

ア 借地借家法（平成3年法律第90号）第38条に規定される定期建物賃貸借契約に基づき賃貸借される家電家具付き住宅

イ 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に基づき宿泊料を受けて宿泊させる家電家具付き宿泊施設

- ④ 本補助金の申請内容に基づき、5年以上継続して営業することが見込まれること。

※暴力団と密接につながりのある者、風俗営業等を営む者は対象外です。

Q. 2-2：大山町から運営費等で補助金の交付を受けていますが、補助対象となりますか。

A. 2-2：補助対象外です。

Q. 2-3：大山町内の事業者ではありませんが、申請できますか。

A. 2-3：要綱の補助対象者に該当すれば、町内事業者の方でなくても申請可能です。

3 補助対象事業

Q. 3-1：補助対象となる事業の要件にはどのようなものがありますか。

A. 3-1：補助対象者が空き施設を整備して移住体験施設として活用する事業とします。

ただし、以下の①～⑤の事業を除きます。

- ① 政治活動又は宗教活動に関する事業
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当する事業
- ③ 既に町内に事業所を有する者が当該事業所を空けて、移転して行う事業
- ④ 当該空き施設を店舗兼住宅として改修する事業
- ⑤ その他町長が不適と認める事業

Q. 3-2：空き施設を使用貸借して事業を行いたいのですが、対象になりますか。

A. 3-2：使用貸借や贈与の場合でも補助対象となります。なお、購入、賃貸借の場合を含め、所有者との間で契約書を作成していただく必要があります。

Q. 3-3：既存の宿泊施設の一室を改修して、移住希望者専用プランを作りたいのですが対象になりますか。

A. 3-3：現在活用している施設の改修は補助対象外です。

Q. 3-4：国や県の補助金にも申請したいのですが、併用可能ですか。

A. 3-4：同一事業の同一部分における改修工事等については、併用不可です。

ただし、本補助金で補助対象としていないもの（土地・建物購入費、賃料等）については、他の補助金を受けることは可能です。他の補助金の要件等詳細は、国及び県等の担当窓口にお問い合わせください。

Q. 3-5：購入する空き家を取り壊して、事業所を新築したいのですが、対象になりますか。

A. 3-5：新築事業は対象外です。空き地のみを購入し、事業所を新築する場合も対象外です。

Q. 3-6：施設には家具家電を設置する必要がありますか。

A. 3-6：移住希望者が生活しやすい環境を整えるために、生活上必要と思われる家具家電は必ず設置してください。

Q. 3-7：施設の間取り等に制限はありますか。

A. 3-7：建築基準法や消防法等の関係法令及び必要な許認可の取得条件を満たす施設を整備してください。この範囲内であれば、間取りに制限はありません。

Q. 3-8：営業開始に必要な許認可は、事業完了までに取得する必要がありますか。

A. 3-8：許認可は事業完了となる令和5年2月末までに取得してください。

許認可等についてご不明な点がございましたら

西部総合事務所生活環境局 環境・循環推進課（TEL：0859-31-9322）までご相談ください。

Q. 3-9：未登記物件の活用を考えていますが、登記の必要はありますか。

A. 3-9：権利関係を明確にするため、申請までに必ず登記してください。

4 補助対象経費

Q. 4-1：補助対象経費にはどのようなものがありますか。

A. 4-1：補助金の交付決定日以降に支出した以下の経費が補助対象となります。

・施設改修費、設備導入費・備品購入費、広告宣伝費

※土地・建物の購入費、賃料は対象外です。また、交付決定前に支出した経費についても対象外です。

Q. 4-2：補助金の補助率と補助上限額は。

A. 4-2：補助率は1/2、補助上限額は500万円です。

Q. 4-3：中古の設備、機器等を購入する場合、対象になりますか。

A. 4-3：価格が適正であると判断できる場合は補助対象となります。

Q. 4-4：登記費用や、営業許可申請手数料は対象になりますか。

A. 4-4：補助対象外です。

Q. 4-5：事業開始後の仕入代、備品購入費等の経費は対象になりますか。

A. 4-5：補助対象外です。

補助対象となる経費は、事業開始に至るまでの準備に要した費用です。

Q. 4-6：設備、備品のリース料は対象になりますか。

A. 4-6：補助対象期間内に支払われた金額は補助対象となります。

(式) リース等の契約金額×リース等機関に占める補助事業期間÷リース等期間全体

例：4年間（48カ月）のリース等金額108万円のうち補助事業期間6カ月の場合

$108万円 \times 6 \text{ カ月} \div 48 \text{ カ月} = 135,000 \text{ 円}$

Q. 4-7：事業のPR のために自社のHP を新たに作成又は改修した際の経費は対象になりますか。

A. 4-7：広告宣伝費として、補助対象となります。

Q. 4-8：施設内に宿泊スペースと併設する飲食店の整備費用は、対象になりますか。

A. 4-8：補助対象外です。

飲食店等の併設は可能ですが、補助対象となるのは移住希望者等の宿泊・居住スペースの整備にかかる費用のみです。

5 翌年度以降の事業展開について

Q. 5-1：移住希望の利用者がいない期間は、その他のお客さんを受け入れてもよいですか。

A. 5-1：受け入れていただいて構いません。ただし、移住希望者の利用が最優先です。

Q. 5-2：施設利用者には、移住希望の有無を確認する必要がありますか。

A. 5-2：移住希望の有無については、利用前に必ず確認してください。

移住希望者には、施設利用終了時に移住に関するアンケートを実施してください。また、移住希望の利用者数については、台帳等で管理してください。

Q. 5-3：一組あたりの施設利用期間に制限はありますか。

A. 5-3：より多くの方に利用していただくため、施設利用期間は最長でも一組あたり6か月とします。

Q. 5-4：マンスリータイプの賃貸物件での施設運営を考えていますが、利用者との間で契約を交わす必要がありますか。

A. 5-4：賃貸物件とする場合は、必ず契約期間及び賃料等を定めた定期建物賃貸借契約を行ってください。

Q. 5-5：5年間移住体験施設を運営するにあたり、利用泊数や稼働率等の目標はありますか。

A. 5-5：移住希望者の目標年間利用泊数を100泊※とします。また、営業開始以降5年間、毎年度1回、事業内容の定期報告を行ってください。

※利用泊数は以下のようにカウントしてください。

(例) 移住希望の家族4人で4週間（27泊28日）施設を利用した場合

→27泊×4人=108泊

6 その他

Q. 6-1：募集締切はいつですか。

A. 6-1：令和4年度事業の募集締切は、令和4年7月26日（火）（17時必着）です。
締切を超過しますと受付できません。

Q. 6-2：交付決定後の補助対象期間はいつまでですか。

A. 6-2：交付決定日～補助事業完了（令和4年8月上旬頃～令和5年2月末）までです。
補助対象期間外に支払った経費は補助対象となりませんので、ご注意ください。

Q. 6-3：申請前に事業内容など事前の相談が必要ですか。

A. 6-3：申請内容や書類について、事前にご相談いただくと申請までの流れがスムーズです。

Q. 6-4：事業の審査事項には、どのようなものがありますか。

A. 6-4：「大山町移住体験施設整備事業審査会審査要領」に詳細を記載しております。
申請を検討される段階で、必ずご一読ください。

Q. 6-5：審査はどのような形式で行われますか。

A. 6-5：審査員に事業内容をプレゼンしていただきます。
その際、申請書類のほかPowerPoint等のプレゼン資料を使用することも可能です。プレゼン資料をご準備いただく方は、申請締切の令和4年7月26日（火）までにご提出ください。

Q. 6-6：補助金の交付時期はいつ頃でしょうか。

A. 6-6：補助事業完了後の実績報告→補助金額の確定後の交付になります。
ただし、交付決定後の概算払いも可能ですので、希望される方はご相談ください。